

令和3年4月から

産婦健康診査事業が 始まります



産後
2週間頃

産後
1か月頃

多賀城市では、令和3年4月から産婦健康診査事業として、産婦健康診査に係る費用の助成を開始します。出産後間もない時期は心身ともに不安定になりやすい時期であり、ここからだの健康チェックを受けることはとても大切です。健診の際に産婦健康診査受診票を医療機関に提示し、積極的に産婦健康診査を受けましょう。

対象者

令和3年4月1日以降に出産した、産後2か月未満で健診受診日に多賀城市に住民票のある産婦の方

実施場所

宮城県産婦健康診査協力医療機関

助成回数

2回 (1回目：産後2週間頃
2回目：産後1か月頃)

助成額

健診1回につき**上限5,000円**

- 令和3年4月1日より前に出産した方は助成の対象となりません。
- 里帰り出産など県外で産婦健康診査を受ける場合は、産婦健康診査終了後に『産婦健康診査費用助成申請書兼請求書』により申請をすることで、助成上限額内で健診費用を助成します。(裏面をご覧ください)

健診内容



問診

生活環境、授乳状況等



診察

子宮復古状況等



体重・血圧測定



尿検査

蛋白・糖



こころの健康チェック

など

問い合わせ

多賀城市保健福祉部健康課親子保健係
多賀城市中央二丁目1番1号 ☎022-368-1141 (内線615・616)

里帰り出産時の産婦健康診査費用を助成します

里帰り出産等により、県外で産婦健診を受診される場合は、産婦健康診査受診票（助成券）は使用できません。そのため、県外で受診される場合は、健診費用を一度自己負担していただき、その後、健康課窓口で助成申請の手続きをお願いします。

【対象者】

令和3年4月1日以降に出産した、
産後2か月未満で健診受診日に多賀城市に住民票のある産婦の方

【対象となる医療機関】

産婦健康診査受診票（助成券）に記載の項目の産婦健診を実施する宮城県外（国内）の産婦人科及び出産を取り扱う助産所

【申請方法】

助成となる産婦健診を受診した後に、健康課窓口で申請してください。
出産後落ち着いてからでかまいませんが、なるべく早めに申請をお願いします。
（申請が産後6か月を過ぎる場合は、表面問い合わせ先まで御連絡ください。）
助成額は、申請書等を提出後、審査の上で指定する口座に振り込みます。

【申請時の持ち物】

- ①産婦健康診査費用助成申請書兼請求書
（窓口または市ホームページからダウンロードできます。）
- ②産婦健康診査受診票（助成券）
* 受診時に産婦健康診査受診票（助成券）を医療機関に提出し、結果を記載してもらってください。記載がない場合、助成は受けられませんので御注意ください。
- ③産婦健診受診時の領収書及び診療明細書の写し
* 領収書は、「受診者氏名」、「健診年月日」、「保険適応外の産婦健診であること」、「医療機関名」が確認できるものが必要となります。
- ④母子健康手帳（「出産の状態」「出産後の母体の経過」）の写し
- ⑤銀行口座（本人名義のもの）のわかるもの
- ⑥印鑑

【助成金額】

健診回	助成上限額
1回目・2回目	5,000円

【その他】

申請書の支払額は健康保険適用外の金額（私費負担分）を記入してください。
（健康保険適応分については助成対象外です）

申請に来ていただくのは、本人（産婦さん）以外でも可能ですが、申請者名と振込先の口座名義人名は本人（産婦さん）の氏名をお願いします。